

(案)

第3次地域管理経営計画書
第3次国有林野施業実施計画書

(大分北部森林計画区)

(第3次変更計画)

計画期間

自 平成21年 4月 1日
至 平成26年 3月31日

(平成24年3月変更)

九州森林管理局

(案)

第 3 次地域管理経営計画書

(大分北部森林計画区)

(第 3 次変更計画)

計画期間

自	平成 2 1 年	4 月	1 日
至	平成 2 6 年	3 月 3 1 日	

(平成 2 4 年 3 月変更)

九州森林管理局

地域管理経営計画の変更について

[変更理由]

平成23年7月に閣議決定された、森林・林業基本計画及び全国森林計画に基づき、所要の計画量を変更することに加え、健全な森林の造成、地球温暖化、多様な森林の造成等の観点から、森林整備のための効率的な主・間伐を促進すること、また、新たに国民参加の森林「ふれあいの森」、
「遊々の森」の協定締結に基づく機能類型の変更、及び「地域管理経営計画書、国有林野施業実施計画書及び伐採造林計画簿作成様式について」の一部改正に基づいた変更を行うこととし、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年6月23日法律246号）第6条及び国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第6条第8項に基づき、変更するものである。

なお、本変更計画の効力は、平成24年4月1日より生じる。

1. 現行計画（平成21年3月策定、平成22年3月変更、平成23年3月変更、計画期間：平成21年4月1日～平成26年3月31日）の変更内容

- (1) 「1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項」を上記理由により変更する。
- (2) 「1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項」の「①水土保持林に関する事項、②森林と人との共生林に関する事項、④その他」を上記理由により追加変更する。
- (3) 「1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「(4) 主要事業の実施に関する事項」の「①伐採総量、④林道の開設及び改良の総量」を上記理由により変更する。

目 次

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	1
① 水土保持林に関する事項	1
② 森林と人との共生林に関する事項	1
④ その他	1
(4) 主要事業の実施に関する事項	2
① 伐採総量	2
④ 林道の開設及び改良の総量	2

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

機能類型に応じた管理経営については、「管理経営の指針」(別冊)によるほか、次の点に留意して、個々の林分の地況、林況等の立地条件に応じて適切に行うこととする。

なお、各機能の発揮を図るために導入する林相の維持・改良等に必要な施業により生じる木材については、有効利用を図る。また、齢級構成の平準化・バイオマス利用等の地域ニーズに応じた主伐を計画的に行うことにより木材の供給を図る。

① 水土保持林に関する事項

水土保持林の面積

(単位：ha)

区分	国土保全タイプ	水源かん養タイプ	計
面積	933	3,868	4,801

② 森林と人との共生林に関する事項

森林と人との共生林の面積

(単位：ha)

区分	自然維持タイプ		森林空間利用タイプ		計
		うち保護林		うちレクリエーションの森	
面積	331	—	925	735	1,256

④その他

国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林と機能類型との関係は下表の通り。

○ 機能類型と公益的機能別施業森林の関係

機能類型		公益的機能別施業森林			
		水源涵養機能維持増進森林	山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林	快適環境形成機能維持増進森林	保健機能維持増進森林
水土保持林	国土保全タイプ	土砂流出崩壊防備	○	○	
		気象災害防備(飛砂、風害、潮害、雪害、霧害等の気象害の防備)	○	○	○
		生活環境保全(防音や大気浄化による生活環境の保全)	○		○
		水源涵養タイプ	○		
森林と人との共生林	自然維持タイプ	○	○		○
	森林空間利用タイプ	○	○		○
資源の循環利用林			○		

(4) 主要事業の実施に関する事項

① 伐採総量

(単位：m³、ha)

区 分	主 伐	間 伐	計
本計画	44,500	<u>213,600</u> (2,227)	<u>258,100</u>

注：() 書きは、間伐面積である。

④ 林道の開設及び改良の総量

区 分	開設		改良	
	路線数	延長(m)	箇所数	延長(m)
本計画	<u>13</u>	<u>11,164</u>	<u>30</u>	<u>6,900</u>

(案)

第3次国有林野施業実施計画書

(大分北部森林計画区)

(第3次変更計画)

計画期間

自	平成21年	4月	1日
至	平成26年	3月	31日

(平成24年3月変更)

九州森林管理局

国有林野施業実施計画の変更について

[変更理由]

平成23年7月に閣議決定された、森林・林業基本計画及び全国森林計画に基づき、所要の計画量を変更することに加え、健全な森林の造成、地球温暖化、多様な森林の造成等の観点から、森林整備のための効率的な主・間伐を促進すること、また、新たに国民参加の森林「ふれあいの森」、「遊々の森」の協定締結、及び「地域管理経営計画書、国有林野施業実施計画書及び伐採造林計画簿作成様式について」の一部改正に基づいた変更を行うこととし、国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第14条第2項に基づき、変更するものである。

なお、本変更計画の効力は、平成24年4月1日より生じる。

1. 現行計画（平成21年3月策定、平成22年3月変更、平成23年3月変更、計画期間：平成21年4月1日～平成26年3月31日）の変更内容

- (1) 「2 施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積又は標準伐採量、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量」の「(2) 水土保全林(水源かん養タイプ)における施業群別面積等、(6) 伐採総量」及び新たに「(再掲)市町村別内訳」を上記理由により追加変更する。
- (2) 「3 林道の整備に関する事項」を上記理由により計画量増のため変更する。
- (3) 「7 その他必要な事項」の「(2) フィールドの提供」を二箇所追加変更する。

目 次

2	施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積又は標準伐採量、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	1
	(2) 水土保持林（水源かん養タイプ）における施業群別面積等	1
	(6) 伐採総量	2
	(再掲)市町村別内訳	3
3	林道の整備に関する事項	4
7	その他必要な事項	5
	(2) フィールドの提供	5

2 施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積又は標準伐採量、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(2) 水土保全林(水源かん養タイプ)における施業群別面積等

(単位：ha)

施業群	面積	取扱いの内容	伐期齢等	
施業群	スギ・ヒノキ普通伐期	103.94	伐採箇所の縮小、分散化による 皆伐新植を行う	スギ 40～60 ヒノキ45～70
	スギ長伐期	1,431.18	伐採箇所の縮小、分散化、長期化 による皆伐新植を行う	70～100
	ヒノキ長伐期	1,157.77	同上	80～120
	アカマツ長伐期	42.53	同上	80
	ケヤキ長伐期	8.08	同上	150
	その他人工林	<u>9.90</u>	伐採箇所の縮小、分散化による 皆伐新植を行う	60上
	保護樹帯	299.27	被害木等について択伐を行う	60
	スギ・ヒノキ複層林	111.35	伐採箇所の縮小、分散化による 複層伐を行う	短期型 80 長期型 100
	天然林長伐期	232.20	伐採箇所の縮小、分散化、長期化 による択伐及び皆伐を行う	100
	天然林広葉樹	<u>388.95</u>	伐採箇所の縮小、分散化による 択伐及び皆伐を行う	35上
施業群設定外	—			
合計	<u>3,785.17</u>			

注 スギ・ヒノキ普通伐期のスギ40～60年、ヒノキ45～70年及びスギ長伐期70～100年、ヒノキ長伐期80～120年は、地域管理経営計画の経常樹立年度において逐次、それぞれ60年、70年、100年、120年伐期に移行させることを含む。

(6) 伐採総量

(単位：m³、ha)

区 分		林			地		林地以外	合計
		主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量	計		
水 土 保 全 林	国土保全タイプ	270	18,026 (195)	18,296	7,533	210,200	210,200	
	水源 かん 養 タ イ プ	スギ・ヒノキ普通伐期	—	871				871
		スギ長伐期	1,055	93,944				94,999
		ヒノキ長伐期	376	67,539				67,915
		アカマツ長伐期	65	2,111				2,176
		保護樹帯	190	459				649
		スギ・ヒノキ複層林	30	3,000				3,030
		天然林長伐期	55	803				858
		小 計	1,771	168,727 (1,782)				170,498
		計	2,041	186,753 (1,977)				188,794
森 林 と 人 と の 共 生 林	自然維持タイプ	368	1,597 (17)	1,965				
	森林空間利用タイプ	179	11,729 (152)	11,908				
	計	547	13,326 (169)	13,873				
資 源 の 循 環 利 用 林	スギ中径材	11,684	6,357	18,041				
	ヒノキ中径材	14,630	2,282	16,912				
	スギ大径材	—	308	308				
	しいたけ原木	2,106	—	2,106				
	天然林中大径材	594	—	594				
	天然林広葉樹	743	—	743				
	計	29,757	8,947 (81)	38,704				9,196
合 計	32,345	209,026 (2,227)	241,371	16,729	258,100	258,100		
年 平 均	7,078	44,329 (474)	51,407	3,373	54,780	54,780		

注1：() は、間伐面積である。

注2：年平均については、増加した量を残計画年数で除し、従前の年平均に加えて記載した。

(再掲) 市町村別内訳

(単位：m3)

市町村名	林 地					林 地 外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量	計		
別府市	4,760	17,783	22,543				
中津市	14,824	87,253	102,077				
豊後高田市	-	88	88				
杵築市	4,151	12,756	16,907				
宇佐市	8,610	87,518	96,128				
日出町	-	3,628	3,628				

3 林道の整備に関する事項

基幹 ・ その他別	開設 ・ 改良別	路線名	箇所 (林班)	延長 (m)	備考
基幹	開設	合使山林道	1(18)	964	
		大野々林道20支線	1(20)	800	
		藤原林道	1(3)	500	
	改良	大野々林道	1(22,23)	1,000	一般改良舗装
		薬師林道	5(8,9,11)	1,000	一般改良舗装
		合使山林道	3(16)	300	一般改良舗装
		赤鞆林道	3(4,5)	500	一般改良舗装
藤原林道		2(2,3)	400	一般改良舗装	
大野々林道20支線	1(20)	500	一般改良舗装		
その他	開設	後野林道	1(64,65)	500	
		小野川内林道	1(35,36)	500	
		薬師林道14支線	1(14,15)	300	
		合使山林道19支線	1(19)	300	
		中州51林道	1(51,52)	1,200	
		大轟56林道	1(55,56,57)	1,600	
		大轟55林道	1(54,55)	1,400	
		日指1002林道	1(1002)	500	
		後野64林道	1(64,65)	1,600	
		赤鞆5林道	1(3,4)	1,000	
	改良	寒水林道	1(51)	200	一般改良
		後野林道	2(64)	200	舗装
		猪瀬戸林道	2(1009)	500	一般改良
		木床林道	1(1004)	600	舗装
		中州林道	1(52)	400	舗装
		山ノ口林道	2(47)	300	舗装
		薬師林道14支線	3(14)	300	舗装
大平林道	3(48)	700	舗装		
計	開設			11,164	13路線
	改良			6,900	30箇所

7 その他必要な事項
 (2) フィールドの提供

対象地(林小班)	設定の目的	備考
1009た1、そ1	ふれあいの森	平成18年5月25日協定 NPO碧い海の会
<u>2り2、3ほ1、ほ2</u>	<u>ふれあいの森</u>	<u>平成23年7月25日協定</u> <u>豊前の国建設倶楽部</u>
<u>1009よ2、た、た2、れ、</u> <u>そ、つ、ね、や、イ</u>	<u>遊々の森</u>	<u>平成22年7月27日協定</u> <u>おおいた環境保全フォーラム</u>